

第92号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第12号左欄の(24)中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

(鳥根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部改正)

第2条 鳥根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例(平成24年鳥根県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。